



市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。2.あたたかい心でまじりましょう。3.みどりのまちをつくりましょう。4.文化財をたいせつにしましょう。5.働くよろこびに生きましょう。

市の動き

とまろう四角 やめよう二人乗り

自転車は正しく乗りましょう

あぶない!
おにいちゃん
これいよ〜



最近、“自転車ブーム”の到来といわれるほど自転車熱がたかまっています。このブームは、同時に“バイコロジ”という新語が出現し、ほぼ定着したことから、最近の社会情勢がもたらしたものだといえるのかもしれませんが。

ところが、このブームの反映か、市内での自転車事故が増えているのです。八尾警察署の調べによると、今年1月から4月末までの自転車事故件数は64件で総事故件数291件の22%を占めており、昨年同期より5件増えています。さらに、4月末から5月にかけてのゴールデンウィークには、総事故件数29件のうち、実に32%を占める9件が自転車事故でした。

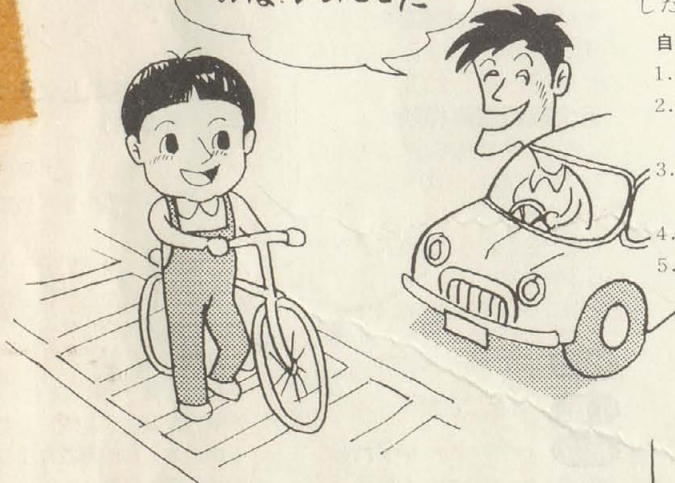
事故にあっているのはやはり子供が多いようですが、大人の事故も少なくありません。ご家庭で日頃からよく注意するとともに、大人もまた正しい乗り方の見本を示したいものです。

今回は自転車の正しい乗り方をとりあげました。

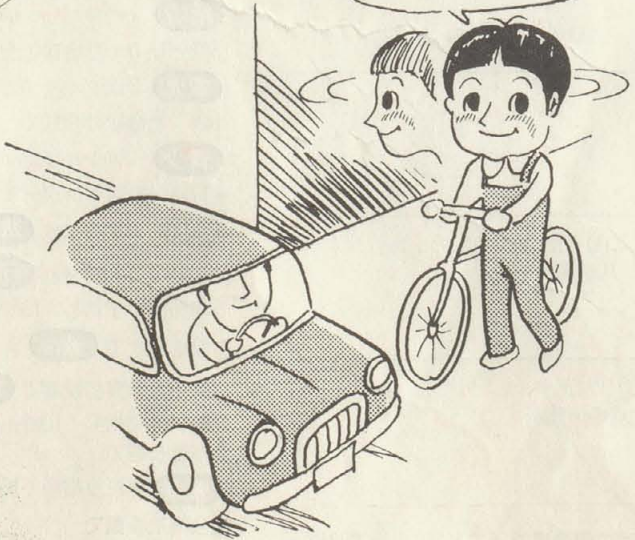
自転車の安全な乗り方5つのポイント

- 1.二人乗りはやめよう
- 2.広い交差点や道路では降りて横断歩道をわたろう
- 3.四つ角や車道へ出る時にはいったん止まって右・左をよくみよう
- 4.歩行者に注意して歩道をとおう
- 5.夜は乗らないようにしましょう

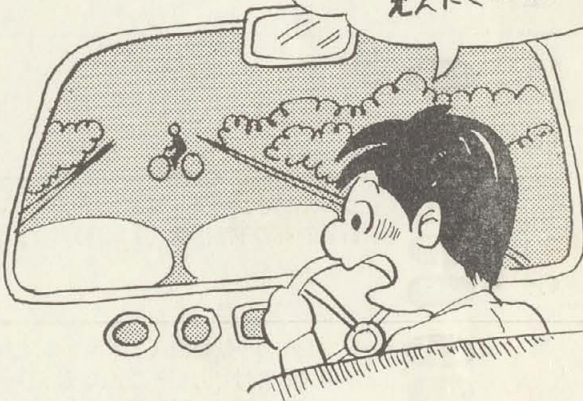
おりてわたるのは、いいことだ



あぶない
あぶない
気を付けてね



オット
あぶない!
夜は自転車は
見えにくいな



歩道では
気を付けてね



やお市政だより

第506号

2

昭和49年6月5日

市の行事

6/11 (火)	交通 ☆入梅 ☆不用犬の受付 9.15~12.00、13.00~17.00 八尾保健所
12 (水)	結婚 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.30 八尾保健所 家児 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所 教育
13 (木)	家児 ☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30~16.00 教育センター 法律 ☆一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30~21.00 更生 ☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 桂解放会館、北高安小 青少
14 (金)	家児 ☆不用犬の受付 9.15~12.00、13.00~17.00 八尾保健所 教育 ☆乳幼児健康相談(3ヵ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所 身障 ☆3歳児の健康診査(昭和45年12月生まれの男児) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 用和小
15 (土)	☆近畿交通安全デー 青少 ☆母と子の体操教室 14.00~15.30 教育センター
16 (日)	結婚 ☆父の日 心配
17 (月)	教育 ☆ツベルクリン接種 14.00~15.30 八尾保健所 家児 ☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 久宝寺小、竹淵小 心配
18 (火)	行政 ☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 大正小、志紀小 交通 ☆不用犬の受付 9.15~12.00、13.00~17.00 八尾保健所 青少 ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院
19 (水)	人権 ☆BCG接種 14.00~15.30 八尾保健所 家児 ☆日本脳炎の予防接種(1回目) 14.00~15.30 南山本小 教育 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00、13.00~14.30 八尾保健所
20 (木)	家児 ☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 桂解放会館、北高安小 法律 ☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30~16.00 教育センター 職業 ☆一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30~21.00 青少
21 (金)	家児 ☆夏至 教育 ☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 用和小 身障 ☆乳幼児健康相談(6ヵ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所 ☆3歳児健康診査(昭和45年12月生まれの女児) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室
22 (土)	☆母と子の体操教室 14.00~15.30 教育センター 青少
23 (日)	
24 (月)	教育 ☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 久宝寺小、竹淵小 家児 ☆肢体不自由児相談 13.00~14.00 八尾保健所 法律 心配
25 (火)	交通 ☆日本脳炎の予防接種(2回目) 14.00~15.30 大正小、志紀小 青少 ☆不用犬の受付 9.15~12.00、13.00~17.00 八尾保健所

《人の動き》

(49年4月末現在)

総数 244,201(+774)
男 122,597(+411)
女 121,604(+363)
世帯数 74,820(+468)
()内は前月から
の増減です



《短歌》

三十年を盲目の父に
傳さし継母死に給ふ
花冷えの宵
原田 秀子(主婦)

《茶道講座生追加募集》

労働会館分館では、昭和49年度の
茶道講座を開講中ですが、定員
未満のため講座生を追加募集して
います。

受講ご希望の方は、印かん持参
のうえ、労働会館分館(近鉄バス
植松 南へ1分。電23-4115)へ
お申し込みください。先着順です。

表千家(火曜 勤労者向け) 7
名 表千家(火曜 一般向け) 6
名 裏千家(金曜 勤労者向け)
1名

《高齢者の職業相談》

布施職業安定所では、高齢者の
職業紹介を推進するため、昨年10
月から「高齢者コーナー」を設け
ていましたが、このほど55歳以上
を対象にした「東大阪高齢者職業
相談室」を近鉄布施駅北口前に新
設しました。

就職あっせん、相談、求人情報
などご希望の方は、どしどしご利
用ください。

高齢者コーナー 東大阪市長栄
寺1丁目72 布施公共職業安定所
1階 電06-782-4221(代表)

東大阪高齢者職業相談室 東大
阪市長栄1丁目101-5 弘容ビル
8階 電06-782-2328

《近大無料法律相談》

近畿大学法学実務研究会法律相
談部では、次のとおり無料法律相
談を開きます。

☆と き 6月9日(日) 正午
から3時まで

☆ところ 用和小学校公民館

身障 = 身体障害者相談

心配 = 心配ごと相談

結婚 = 結婚相談 いずれも
13時~16時 社会福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 10時~
16時 社会福祉会館で

青少 = 青少年愛護相談 9時
~17時 教育センターで

交通 = 交通相談 法律 = 法
律相談(当日予約制) 行政 = 行
政相談 いずれも 13時~16時
市民相談室で 教育 = 教育相談

9時~ 教育相談室で 職業 =
高齢者職業相談 10時~15時 社
会福祉会館で

更生 = 更生相談 10時~16時
社会福祉会館で

人権 = 人権相談 14時~16時
人権擁護委員会室で

《小・中学生に就学費の 援助》

教育委員会では、小・中学校の
勉強に必要な費用(学用品費、校
外活動費、給食費など)を援助し
ています。

希望される方は、保護者が担任
の先生に相談されるか、6月15日
までに教育委員会保健福祉課へ直
接申し込んでください。

なお、この援助制度は、年間を
通じて実施していますので、6月
15日以降でも、保健福祉課(電91
-3881 内線474)へ相談してくだ
さい。

《6月9日にポンプ操法 競技大会》

市消防団はこしも次のとおり
ポンプ操法競技大会を開きますの
で、多数ご観覧ください。

☆と き 6月9日(日) 午前
9時から 雨天中止のときは6月
16日に順延

☆ところ 曙川小学校(八尾木
91-2)

☆参加機械 小型ポンプや積載
車23台

《大阪府青年洋上セミナ ー団員募集》

府では、昭和49年度大阪府青年
洋上セミナー団員を募集していま
す。

☆応募資格 府下に居住する昭
和29年4月2日から昭和30年4月
1日までに生まれた男女

☆巡航先 沖縄
☆募集人員 府下300名
☆申込期限 6月22日必着
☆申込先 八尾市教育委員会体
育振興課青少年係(電91-3881内
線485)

《手続きあんないの訂正 とおわび》

市政だより5月20日号と同時配
布しました「わたくしたちの八尾
手続きあんない」で、次のとおり
誤りがありましたので訂正して、
おわびいたします。

・66ページ「専門相談」の表
中、法律相談の相談日が毎週水曜
とあるのは木曜の誤り

・裏表紙 主な市の施設(電話
早見表)で中河内地方事務所
23-4081とありますが、中河内地
方事務所は、現在、中河内府民セ
ンターに改称されています。

☆みなさんの近くに起こった善意、善行、伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)
☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)

やおし

やお市政だより

第506号

3

昭和49年6月5日

お知らせ

美術展のこと

■八尾美術協会展、働く人の美術展の出品作を募集します

電 99-3167

労働会館（山本）では、第15回八尾美術協会展、併催働く人の美術展を開きますので、どしどし力作を出品してください。

☆会期 7月16日（火）～21日（日）
☆会場 市立労働会館（近鉄山本駅前）
☆種別 絵画＝使用材料自由 2点以内 額付きのこと（大きさは10号～100号まで）
彫刻、工芸＝使用材料自由 2点以内 写真＝引き伸ばし写真でパネル張り（組写真は1枚のパネルにレイアウトしたもの）2点以内
☆出品料 無料
☆作品搬入 7月14日（日）午前10時～午後5時 労働会館で（ただし、学校、団体出品は午後1時から）

児童手当のこと

■児童手当現況届けを提出してください

電 91-3881 内線321

児童手当の受給者の方は、すべて毎年1回6月1日から30日までの間に「児童手当現況届け」を出していただくことになっています。この届けは、受給者がその年の6月から引き続き児童手当の支給を受けることができるかどうかをみるたいせつなものですから、必ず提出してください。

ことしの現況届けは年金課から送付した「往復はがき（返信用）」に所定の事項を記入のうえ提出してください。

もしこの届けを出さないと、引き続き支給要件にあてはまっても、6月分以降の児童手当の支払いを受けることができませんからご注意ください。

スポーツのこと

■社会人剣道大会が開催されます

電 23-5101

第6回八尾市社会人剣道大会が開催されます。この大会は郡市対抗八尾市代表選手の選考を兼ねますので、ふるって参加してください。

☆とき 7月21日（日）午前9時～
☆ところ 市立教育センター体育館
☆資格 市内在住勤の社会人（夜間学生含む）
☆種目 ①個人戦 一般の部（年齢に制限なし）＝2段以下の部と3段以上の部 青年の部（段位に制限なし）＝4月1日現在で28歳未満の人 ②団体戦 5名編成（5段以下）
☆締め切り日 7月10日（水）午後5時まで
☆申込先 清水町1丁目 市立教育センター内体育振興課まで

■市長旗争奪親善軟式野球大会が開催されます

電 23-5101

八尾市体育連盟主催、第15回八尾市長旗争奪親善軟式野球大会を7月7日から毎日曜日市立山本球場を主球場として行います。

☆参加資格 市内の事業所および市民で編成するクラブチーム（1チーム20名以内）
☆参加費 1チーム3,000円
☆申し込み 6月10日～6月21日 午後5時まで 教育センター内体育振興課へ
☆抽選日 6月28日 午後6時30分～市役所内市民ホールで（監督または主将が必ず出席のこと）
その他、くわしくは体育振興課まで。

予防接種のこと

■日本脳炎の予防接種を行います

電 91-3881 内線360

6月13日から日本脳炎の予防接種を行います。問診票に必要事項を記入のうえ、捺印、もよりの会場で受けてください。

＜日程＞

1回目	2回目	会 場
6月13日（木）	6月20日（木）	桂解放会館
〃	〃	北高安小学校
14日（金）	21日（金）	用和小学校
17日（月）	24日（月）	久宝寺小学校
〃	〃	竹淵小学校
18日（火）	25日（火）	大正小学校
〃	〃	志紀小学校
19日（水）	26日（水）	南山本小学校
27日（木）	7月8日（月）	八尾小学校
28日（金）	7月9日（火）	中高安幼稚園
〃	〃	北山本小学校
7月10日（水）	17日（水）	安中小学校
〃	〃	安中解放会館
11日（木）	18日（木）	南高安小学校
〃	〃	曙川小学校
12日（金）	19日（金）	山本小学校
16日（火）	23日（火）	竜華小学校

時間はいずれも午後2時～3時30分まで
なお、今年から一部の人が2年に1回受ければよいことになりました。

生活リーダーのこと

■昭和49年度消費生活リーダー講座生を募集します

電 91-3881 内線323

府と中河内3市（八尾、柏原、東大阪）では、地元の消費者活動の推進をはかる消費生活リーダー養成の講座生を募集しています。

☆応募の資格 消費者問題に関心をもち、地域での消費者活動ができる人
☆申し込み 所定の用紙（産業課にあります）に必要事項を記入のうえ、6月25日（火）までに市産業課まで
☆定員 50名（中河内地区）先着順
☆受講期間 7月2日～9月3日 毎週火曜日 午後1時～4時
☆講座カリキュラム 物価問題を考える 食品の危害 生活総点検など10講座

福祉年金などのこと

■福祉年金、児童扶養手当などの所得状況届けの出張受付を行います

電 91-3881 内線321

現在、老齢福祉年金、障害および母子福祉年金、老齢特別給付金などの福祉年金や、母子家庭に対し児童扶養手当、障害児童を養育している人に特別児童扶養手当が支給されていますが、これらには所得制限があります。

そこで毎年6月に所得の状況を届けていただき、支給するかしないかを決めることになっています。この届けをしないと向こう1年間の年金や手当を受けられませんので届けましょう。

☆出張受付の日程
6月10日（月）曙川出張所、志紀公民館、桂解放会館 11日（火）大正出張所、竹淵出張所、労働会館分館（植松） 12日（水）労働会館（山本）、南高安出張所 13日（木）市民ホール 14日（金）高安出張所、久宝寺出張所
時間は、いずれも午前10時～12時、午後1時～3時まで

☆持ってくるもの
▷福祉年金の受給者 年金課からのハガキ、印鑑、国民年金証書、扶助料・恩給・厚生年金など公的年金の証書
▷児童扶養手当または特別児童扶養手当の受給者 年金課からのハガキ、印鑑、児童扶養手当または特別児童扶養手当の証書

どちらの受給者も昭和49年1月1日以降に八尾市へ転入された方は、旧住所地の市区町村長の発行した昭和48年分の所得証明書を持参のこと

☆おねがい 以前から八尾市在住の方で本年度市民税未申告の方は、至急税務課市民税係へ申告しておいてください。

キリン草のこと

■キリン草を刈り取りましょう

電 91-3881 内線361

毎年9月初めから10月下旬にかけて、先端に小さな黄色い花をつけたセイタカアキノキリン草がわがもの顔で生い茂ってきます。このキリン草の花粉は気管支ぜんそくになる原因の一つともいわれており、生い茂るとカ、ハエなどの衛生害虫の発生源、生息場所にもなります。そこで花の咲く前にキリン草を刈り取ろうと、現在八尾青年会議所をはじめ市民ぐるみで一斉駆除 作戦が展開されています。

市では、毎年このようなセイタカアキノキリン草や雑草が生い茂っている土地の所有者のかたに刈り取ってもらうようお願いしていますがなかなか実行してもらえないのが実状です。所有者のかたは、花の咲かないいまのうちに刈り取り、管理していただくようご協力をお願いします。

なお、衛生課では草刈り機をお貸ししていますので、ご希望のかたは市役所衛生課までご連絡ください。

納税のこと

■納税移動窓口車が次の各地区を回ります

電 91-3881 内線263

市、府民税第1期分の納期限は、今月25日です。

今月も次の日程で納税移動窓口車が巡回し納税事務をとり扱いますのでご利用ください。

＜日程＞6月17日（月）○渋川神社前 △日の出市場前 △ショッパーズ八尾前 18日（火）○近鉄久宝寺口駅前 △山本中央市場横 △DMストア前 19日（水）○下竹淵橋 △高安市場前 △高安ストア前 20日（木）○南陽温泉前
時間は、○印が午前10時～正午、△印が午後2時～4時です。

募集のこと

■市では、労務職員を募集しています

電 91-3881 内線221

市では、次のとおり労務職員（清掃作業員）を若干名募集しています。

☆受験資格 年齢・性別一昭和49年7月1日現在で満18歳以上37歳未満の男子 学歴一新制中学校卒業程度（義務教育終了者）

☆申し込み 本市指定申込用紙（人事課にあります）に必要事項を記入、写真を添付して人事課人事係まで申し込んでください。

☆申込期限 6月14日（金）まで
くわしいことは、人事課までお問い合わせください。

■消防吏員を募集しています

電92-2281

消防本部では、昭和49年10月1日採用予定の消防吏員を次のとおり募集しています。

☆受験資格 大学・短大・高校を卒業した昭和24年10月2日以降に生まれた男子

☆試験 第1次試験 7月28日 第2次試験 8月5日

☆申し込み 志願書と履歴書（消防本部総務課庶務係または消防署、消防出張所で交付）に必要事項を記入し、最近撮影の写真（50mm×65mm）2枚と「卒業証明書」「成績証明書」各1通を添付して、総務課庶務係までお申し込みください。

☆申込期限 7月27日まで
☆給与 大卒＝77,704円以上 短大卒＝72,792円以上 高卒＝65,880円以上



お知らせ

黄色いのぼりは注意報

— ぼくも、わたしもうがいと洗眼 —

今年も光化学スモッグのシーズンがやってきました。すでに、5月17、18日の両日、東大阪地域（八尾、東大阪、柏原、門真など9市と大阪市の2区）に注意報が発令されています。

光化学スモッグは①日射の強い晴れた日、②風が弱い、③気温が高い、ときに超こりやすいようです。光化学スモッグの被害にかかる目と眼がちかちかしてのどに刺激を感じます。（このような症状でも光化学スモッグが原因でないこともあります）

このような症状がでたら、水道の水で洗眼、うがいをし、市公害課（電91-3881）か八尾保健所（電22-0661-3）までご連絡ください。



■注意報からのぼりがてます

光化学スモッグの発令が予想されるときは前日に気象台から気象情報がだされます。光化学スモッグ注意報、警報、重大緊急警報がでると、テレビ、ラジオをはじめ、市の広報車でお知らせいたします。また、保健所、市役所各出張所、教育センター、消防署および支所、警察署および派出所、学校などみなさんの目のつきやすい所にのぼりを掲げます。黄色いのぼりは「注意報」、赤色は「警報」です。

次のようなことに気をつけてください
予 報 ☆注意報に備えて、テレビ、ラジオ等の報道に注意する。
☆屋外の特に過激な運動はさけること。

注意報

☆屋外になるべく出ない。
☆各学校、幼稚園、保育園などにおいては、できるだけ屋外の運動をさせ、屋内に入る。

警 報

☆屋外になるべく出ない。
☆各学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をやめて屋内に入り、風上側の窓を閉め風下側の窓を開けるなど十分換気をする。

■事業者の方々へ

注意報、警報、重大緊急警報がでたら次の措置をとられるようご協力ください。

☆注意報 焼却炉は被焼却物の投入を通常時の20%以上削減し、またこれ以外の施設にも排出ガス量が通常時の20%以上削減されるよう燃料の使用量の削減、操業度の低下を行ってください。

☆警報 注意報に引き続き、排出ガス量の減少に徹底を期し、また重大緊急警報の発令にそなえて一部操業停止が行える体制をとってください。

☆重大緊急警報 焼却炉にあっては、被焼却物の投入量を通常時の40%以上削減されるよう燃料の使用量の削減、操業度の低下などを行ってください。

光化学スモッグの予報、注意報などの発令基準

予 報	オキシダント濃度	0.10PPM以上
注 意 報	オキシダント濃度	0.15PPM以上
警 報	オキシダント濃度	0.3PPM以上
重大警報	オキシダント濃度	0.5PPM以上

光化学スモッグ
注意報発令中

消費相談をお受けします

市では、「より多くの人が気軽に相談できるように」と昨年7月、市内各地に消費者相談員をおき、消費生活に関するいろいろな苦情処理にあたっていたいております。

相談員はみなさんからの消費問題に関する相談をお受けするとともに苦情処理を行います。また、行政や事業者の消費者の意向を反映させるため市長に随時情報、意見、要望などを提出します。

昨年7月、消費者相談員制度が発足して以来、相談員がみなさんからお受けした相談には食品の異物混入、クリーニング事故、量目不足、腐敗食品などの苦情に加えて、生活必需品の入手難、価格高騰といった苦情も数多くありました。特に、昨年末からの灯油、プロパンガスをはじめとした生活関連物資の価格急騰には苦情が殺到しました。

相談員は業者との話し合いをする一方、関係機関にも強く要望しました。

言うまでもなく消費生活の改善には、消費



者自身がその場で業者の非を指摘し、改善を促すことが大切ですが、言いにくいとか専門的検査を必要とする場合には最寄りの消費者相談員か、土曜、日曜を除く毎日午前10時から午後3時まで開いている八尾市消費者相談

所（本町3丁目婦人会館内 電93-2772）または市産業課（電91-3881 内線323）までお気軽に相談ください。

〈消費者相談員〉 乾芳子（久宝寺6-6-15 電91-0201） 大木藤江（上之島町南3-61 電98-8884） 大久保好子（本町6-11-15 電22-2158） 大村順子（植松町5-5-5 電91-1424） 岡積尚子（山本町北3-5-12 電22-3703） 角田静子（本町3-10-10 八尾婦人会館内 電22-6185） 角田礼子（山城町1-3-2 電98-4463） 定池とく子（西木の本2-26 電91-7613） 高安喜代子（恩智1408 電43-7646） 寺尾幸子（栄町1-8-12 電22-6496） 西寺幸（安中町2-3-3 電91-9074） 藤田豊子（刑部166 電22-8281） 平出美代子（山本町2-1-11 電23-4605） 堀内幸子（田井中391-7 電49-5585） 三木静江（竹淵230 電06709-5601）（敬称略）
なお、夜分遅くの相談はご遠慮ください。



八尾市医師会

■便 秘

開業医になって驚いたことは便秘に悩む人達がずいぶん多いということです。それも近年ますますその数が増える傾向にあるようです。

便秘は万病のもとといわれておりますように、これをそのまま放置しておればやがて難病に泣く日がやってきます。1週間か10日に1回くらいの便通という重症の便秘症はもちろんのこと、2、3日に1回程度の便秘でもなるべく早期に手当てをして治しておかねばなりません。

正しい便通とはどんなものか。これを生理学的に言えば、胃に食物が入ってきたら反射的に大腸が収縮して便意を催すのが正常といえそうです。従って、1日3食のものは3回の便通があつてしかるべきだといえまう。

野性の哺乳動物ではみなこのような胃大腸反射が正確で、食後すぐに排便作用を営んでおり、人間でも生まれて間もない頃は100日のタレ子といわれるように、オムツをあけるたびに便で汚れております。ところが、長ずるに従って段々便通が悪くなってついに頑固な便秘症に陥ってしまうわけです。

そこで、この便秘症を治す方法であります。が、要するに便秘を招来させる原因を取り除くことにほかなりません。

便秘を越えさせる原因としては、まず第1に大飯食いです。大飯を食ってトコロテン式に便を押し出そうという考えの方も少なくないようですが、とんでもない間違いで、腹八分の小食こそ便通をよくする秘訣であることを知ってほしいと思います。

第2に、粉食（パン、うどん、クラッカー、ビスケット類）が便秘の原因になっていることを知らない人が多いようです。パン食が良いからといって5枚もの食パンを紅茶1枚だけで食べるのは非常識もはなはだしいといわねばなりません。パンやうどんを食べるときは便通をよくする生野菜や果物類を相当量添えて食べる工夫をすべきです。

第3に、便通を悪くする原因として、飲水量、特に生水を飲む量の少ないことをあげておきたいと思ひます。清い生水を毎朝起床と同時にコップ2、3杯飲むだけでなく、1日中チョコチョコ飲む習慣をつけたら、便通が良くなるだけでなく、皮フがきれいになるとか、その他色々な効果が現れてくると思ひます。

第4に、腹を包みすぎるのが便秘を悪くする原因になっているのを知っている人が少ないようです。腹まきや腰まきも、この点一考を要するといえまう。

その他、足の運動をおこたること、悲しみ、怒りなどの精神不安定も便秘を悪くしますからご用心ください。



やお市政だより

第506号

5

昭和49年6月5日

お知らせ



基本的人権を守るため 戸籍公開を制限

大阪府下全市町村(30市11町2村)では、6月1日から戸籍の閲覧および謄本・抄本の交付は、原則として本人または本人と同一戸籍内に記載されている人あるいは本人の承諾書を提出された人などに限って認めることになりました。

■戸籍も人間の尊厳を守るために

人間の自由と平等は、人類普遍の原理であり、民主主義の基本となるものです。わが国の憲法にもそのことを規定し、だれでも自由にしあわせに生きる権利、いわゆる基本的人権はなに人も侵害することのできない永久の権利であるとしています。戸籍という制度についてもこうした国民の人権の絶体的尊厳を守るために運用されなければならないのは当然です。

■なぜ制限しなければならないのか

わが国において近代戸籍の制度がつくられたのは明治5年です。それ以来100年後の今日まで手数料を納めさえすれば、だれでも自由に戸籍の閲覧をしたり、謄本・抄本の交付を受けることができました。

しかし、戸籍には他の人に知られたくない記載もあるのでこれをのばなしに公開するには問題があり、憲法の精神に逆行するものです。憲法に定める基本的人権とは、就職や教育の機会均等、居住や交際、結婚の自由等の権利をいいますが、この権利を侵害することが「差別」なのです。国民の生活と権利を守るために運用されなければならない戸籍が、差別のために運用されているとしたらたいへんなことになります。こうした危険性を取り

除き、一人ひとりの人権を守るためには公開を制限する以外に方法がないのです。

■私たちのまわりで生きている差別

私たちの社会では、一人だけのしあわせは許されないものです。自分が人間として尊重されると同時に、他の人の権利も尊重しなければなりません。このことによって自分も他の人も自由で平等な社会生活をいとむことが約束されるのです。しかし、「しあわせに生きたい」というみんなの願いがはたして果たされているのでしょうか。

仕事保障されていない人、学校へ行かない人、交際や結婚の自由を奪われている人など「健康で文化的な生活」が破壊されているような状況が多く見られます。特に、これらの状況が集中している部落差別のきびしい現実があります。

総理府がまとめた資料によると、昭和47年度中に法務省が取り扱った差別事件の件数は全国で31,608件という驚くべき数字となっています。この数字によって民主社会といわれるわが国において、いかに部落差別が根深く残っているかを知ることができます。

最も多いのは、結婚や就職の差別であってこの年に、大阪では求人にあたって差別的な方針をもっていたために告発を受けた会社が多数ありました。また愛する二人の結婚が、むりやり引き裂かれたためにみずからの尊厳を絶つといった悲惨な事件もおきています。

これらの差別事件には、戸籍の無制限な公開が重大なかかわりを持っていたのです。

主権者である私たちは、人間の尊厳、人間

の平等のたいせつさを理解しなおし、すばらしい人間社会の実現をめざしましょう。

■制限でどのようにかわるか

戸籍の閲覧および謄本・抄本の交付などについては次のようになります。

(1) 本人または本人と同じ戸籍に記載されている人

(2) 本人などの承諾書(委任状、同意書を含む)を提出した人

(3) 法令などの根拠があり、市長が必要と認めた場合

上記(1)、(2)の人から請求があったときおよび(3)の場合に限り取り扱いいます。

☆除籍・改製原戸籍の閲覧はできません

☆電話による照会にはお答えできません

☆戸籍の閲覧および謄本・抄本の交付を申請されるときは印鑑をご持参ください

その他くわしくは、市民課でおたずねください。

〈承諾書のかきかた〉

承 諾 書

わたくしは(目的) のため
戸籍謄抄本を必要としますので(代理人) が
請求することについて承諾しました。

昭和 年 月 日

八尾市長殿

承諾者本籍

承諾者住所

氏 名

㊞

本 会 議

●会議のあらまし

■5月臨時会

5月臨時会は、5月8日開会され、市長提案の「八尾市市税条例の一部改正」ほか3件を可決し閉会しました。

議長に和田一二氏

副議長に宮西栄太郎氏

さらに、5月22日に臨時会が開会され、市長提案を可決したあと、議会各種役員の改選が行われ議長に和田一二氏、副議長に宮西栄太郎氏が当選されました。

その他、常任・特別委員会の正副委員長並

びに委員の選任をはじめ、議会選出の各種委員の改選が行われました。

なお、この臨時会で改選された各役職の名簿は別項のとおりです。



和田 議長



宮西副議長



役員改選が行われている本会議場

●常任・特別委員会委員名簿

表の○は委員長 ○は副委員長

常 任 委 員 会	
委員会名	委 員
総 務	○森 口 慶次郎 ○大 村 清 阿 古 幸 夫 柏 本 武 雄 松 村 一 雄 柴 谷 光 謹 齊 藤 俊 一 川 元 栄 三 平 田 庄 治
建 設	○西 野 正 雄 ○石 田 久 和 友 林 永 市 高 田 寛 治 井 上 章 一 熊 倉 奎 二 岡 本 次 雄 夫 延 武 重 造 芋 谷 清
文 教 民 生	○東 口 晃 治 ○濠 口 正 治 寺 田 きみ子 浦 宗 二 坂 東 六 郎 森 田 道 昭 阿 部 孝 北 村 善 蔵 浜 田 昌 雄
保 健 経 済	○大 野 茂 ○小 林 清次郎 棚 田 正 一 松 井 良 夫 北 野 信太郎 宮 西 栄 太 郎 小 枝 洋 二 和 田 一 二

特 別 委 員 会	
委員会名	委 員
広域行政調査	○北 野 信太郎 ○森 田 道 昭 大 村 清 大 野 茂 松 村 一 雄 森 口 慶次郎 大 齊 藤 俊 一 延 武 重 造 平 田 庄 治 浜 田 昌 雄
駅前整備	○阿 部 孝 ○小 林 清次郎 松 井 良 夫 井 上 章 一 柴 谷 光 謹 濠 口 正 治 小 枝 洋 二 北 村 善 蔵
交通対策	○柏 本 武 雄 ○友 林 永 市 寺 田 きみ子 浦 宗 二 石 田 久 和 岡 本 次 雄 夫 芋 谷 清 川 元 栄 三
公害対策	○熊 倉 奎 二 ○棚 田 正 一 阿 古 幸 夫 西 野 正 雄 東 口 晃 治 坂 東 六 郎 高 田 寛 治

●議会選出の各種委員名簿

監 査 委 員	齊 藤 俊 一
農 業 委 員 会 委 員	浦 宗二、坂東 六郎、井上 章一 熊倉 奎二、森口慶次郎
	友林 永市、柏本 武雄、熊倉 奎二
八尾伝染病院組合議会議員	松村 一雄
大阪府都市競馬組合議会議員	松井 良夫
大阪府都市競艇組合議会議員	
長瀬川沿岸下水道組合議会議員	阿古 幸夫、東口 晃治、坂東 六郎 濠口 正治
大和川右岸水防事務組合議会議員	大村 清、平田 庄治
恩智川水防事務組合議会議員	松村 一雄、森口慶次郎、岡本次雄夫
八尾市柏原市火葬場組合議会議員	大野 茂、高田 寛治
寝屋川南部広域下水道組合議会議員	西野 正雄、高田 寛治、石田 久和 延武 重造
民生委員推せん会委員	北村 善蔵、和田 一二
開 発 公 社 理 事	高田 寛治、宮西栄太郎、小枝 洋二 石田 久和、延武 重造、和田 一二
	柏本 武雄、高田 寛治、柴谷 光謹 熊倉 奎二
町名地番改正審議会委員	寺田きみ子、西野 正雄、東口 晃治 岡本次雄夫
高安山開発審議会委員	寺田きみ子、棚田 正一、小林清次郎 森田 道昭、阿部 孝
市立小中学校通学区改正審議会委員	阿古 幸夫、濠口 正治
労働会館運営協議会委員	友林 永市、棚田 正一、松井 良夫 岡本次雄夫、浜田 昌雄
国民健康保険運営協議会委員	大村 清、棚田 正一、柏本 武雄 阿部 孝、北村 善蔵
公民館運営審議会委員	坂東 六郎、石田 久和
社 会 教 育 委 員	

体育館運営審議会委員	寺田きみ子、浜田 昌雄
給食センター運営委員会委員	大村 清、浦 宗二
小売市場調整審議会委員	棚田 正一、小林清次郎
都 市 計 画 審 議 会 委 員	柴谷 光謹、熊倉 奎二、小枝 洋二 北村 善蔵、石田 久和、和田 一二
	大野 茂、西野 正雄、東口 晃治 森口慶次郎
公 害 対 策 審 議 会 委 員	大野 茂、阿部 孝
商店街対策審議会委員	寺田きみ子、森田 道昭、阿部 孝 濠口 正治
児童福祉審議会委員	北野信太郎、森口慶次郎
農業共済事業運営協議会委員	大野 茂
救急医療対策協議会委員	大野 茂、森口慶次郎
八尾市農業生産緑地審議会委員	
大 阪 八 尾 両 市 行 政 協 力 協 議 会 委 員	大村 清、大野 茂、松村 一雄 北野信太郎、森田 道昭、森口慶次郎 齊藤 俊一、延武 重造、平田 庄治 浜田 昌雄
	和田 一二、宮西栄太郎、北野信太郎 森田 道昭
大阪府中部都市広域行政協議会委員	大村 清、芋谷 清、川元 栄三
東部大阪治水対策促進協議会協議会委員	柏本 武雄
東大阪交通対策協議会委員	阿部 孝
東大阪近鉄高架促進期成同盟会委員	阿古 幸夫、小林清次郎、東口 晃治 宮西栄太郎、小枝 洋二、森口慶次郎 齊藤 俊一
貿易促進八尾市議会議員連盟委員	大村 清、松井 良夫、森田 道昭 宮西栄太郎、延武 重造、和田 一二
姉妹都市提携委員会委員	東口 晃治、濠口 正治
体育振興会理事・評議員	

議会だより

7

委員会

■広域行政調査特別委員会

◎老人ホーム建設について

本市服部川元大池の市有地に大阪市立軽費老人ホームが建設されることになりました。この施設は大阪市内の篤志家故天野小太郎氏の寄付金3億円をもとに、総額3億4460万円の事業費で大阪、八尾両市民の共同利用施設として建設されるもので、リハビリテーション設備と地域老人との交流設備をもった、従来の老人ホームにはない新しい機能開発をはかろうとするものです。

■駅前整備特別委員会

◎近鉄八尾駅前関係

近鉄駅前整備事業の一環である高架事業ならびに駅移転については、過去幾多の曲折がありました。ようやく地元商店街と基本的了解点に達し、対国・府ならびに近鉄との交渉、用地買収および地元調整が急がれていました。

こうした中で委員会は地元との積極的な話し合いを持つ一方、他都市の類似事業の視察を行うなど種々調査検討を加えてきました。

しかしながらその間、公共事業の抑制、さ

◎地下鉄の延長について

昭和46年の都市交通審議会大阪圏部会で、谷町線の川辺藤井寺方面への延長と千日前線の弥刀河内山本方面への延長が答申されたことに基いて両市で協議を重ねた結果、昨年3月谷町線の天王寺―八尾南（仮称）間の延長が決定され、直ちに工費776億円（見込）で着工されました。現在総延長10.7kmのうち5.2km11工区にわたって工事が進められており、昭和53年4月ごろ開通の見込みです。なお、千日前線の延長については、昭和51年ごろに予定される次の都市交通審議会の答

らに諸物価の高騰など、諸般の事情により若干の遅れを生じ、ようやく本年度早々に工事着手の見通しに至ったものです。

本工事は付属街路工事を含め、総額約79億円をもって、久宝寺口駅から山本駅までの間約2,200mの高架化と、駅舎を東（八尾表町線と八尾中央線の間）へ移転するものです。

なお、現駅跡地利用については、地元と種々検討された結果、緑と憩いのある「買物公園」を設置することに話し合いがまとまり、現在近鉄側と交渉が進められています。

次に、すでに八尾市開発協会から地元商店街に譲渡のありましたハイウェーショップ跡地の開発については、あくまで御坊前商店街を中心として、周辺の商店街がともに繁栄

申し河内山本までの延長を具体的計画としており込むよう、関係方面に強く働きかける必要があります。

◎八尾空港の縮小整備と跡地利用について

空港西側にある地上施設を滑走路には含まれた三角地帯に移し、その跡地を有効に利用する計画について大阪府とともに、国・府に対して交渉が続けられてきました。その結果同跡地11.5haの利用計画としては、府立高校、府営住宅、公園を建設することで関係当局と合意に達しているのですが、一方三角地

帯の耕作者に対する補償問題の早期解決が課題となっています。

◎川辺若林地区の開発について

昭和45年から同地区を流通加工センターとして開発すべく、両市で開発事業団を設置して対象区域48haの買収交渉が進められてきました。現在までのところ大阪市内の買収が遅れ全体として57%程度の取得率にとどまっていますが、取得済み用地の造成工事を49年度内に完了する予定で作業が進められています。なお、土地処分計画については目下検討中です。

すべきショッピングビル建設の計画が進められていたもので、一部に反対運動があり一時難航しておりましたが、昨年12月には円満解決をみ、早急に建設が進められる運びとなりました。

◎国鉄八尾駅前関係

国鉄八尾駅前整備については、44年5月に南北広場の計画決定をみて以来、計画の一部である渋谷路踏切の移設、亀井―八尾停車場線の竣工など、当面の交通処理は解決されたものの、今日までほとんど事業の進展が得られず現在にいたっているのが実情であります。

しかしながら、ようやく近鉄関係も軌道に

乗ったことを契機に、さらには関西本線の電化を起爆剤として、今後議会におきましても一層の研さんを重ね、より積極的に対処すべき意を新たにしているところです。

なお、国鉄八尾駅前開発につきましても、市長も早くから再開手法をもって整備したい意向を明らかにされていますが、昨年には地元において「商業開発振興委員会」が結成され、精力的な姿勢が示されています。

委員会もこれらを受けとめ、早期推進を強く訴えていたところ、49年度には予算に調査費が組まれることとなりました。

今後は地元の声を十分に聴取しつつ、実施計画の具体化に努めてまいる考えです。

■交通対策特別委員会

昨年5月臨時会において「国鉄関西本線電化に伴う要望事項の早期実現と、その他市内交通網の整備充実について関係方面に運動すること」を付議事件として設置しました。

◎国鉄関西本線電化に伴う要望事項について

1. 快速電車の八尾駅停車について

委員会は、地区労、商工会議所、国鉄八尾駅周辺商店街と懇談会を開催し、関係団体の意見を聴取した後、天鉄局へ陳情しました。

国鉄の見解は「快速電車の運行目的は、王寺以遠の遠距離客をいかに早く大阪に運ぶかにある。八尾の場合は、天王寺まで15分以内の近距離にあるので、快速運行の目的に合致しない」との回答でありました。

さらに委員会は、乗降客数の調査ならびに電化後の実態をもとに天鉄側に対し「電化に伴うメリットは何もない。逆に王寺以遠から通勤する場合、王寺での乗り換え、柏原駅での快速待避などにより、電化前より7～8分のロスが生じて不便になっている。

従って、天王寺と王寺間の中間的位置にあり、人口25万の中堅都市である八尾に快速を停車させるべきだ」と指摘したのに対し「八尾市のご要望は理解できるが、全体の輸送体系からして、現在のところ困難である。しかし電化後、まだ日が浅いので輸送上のヒズミなり、ご要望については、今後改善を加えながら関西本線を立派に育て上げたいと考えている」との回答でありました。

2. 普通電車の久宝寺駅全面停車について

本件については、ねばり強い運動の結果、全面停車の実現をみるとともにホームの整備

も行われました。

3. 志紀駅の上り側に乗降口（裏駅）設置について

地下道案の設置のもとで、鋭意検討中であり近いうちに具体案が打ち出されるものと期待しております。

4. 城東貨物線電化客車運行について

大阪外環状線計画（吹田操車場―竜華操車場―阪和線杉本町駅）は、城東貨物線と阪和貨物線を複線電化し、新大阪駅と大阪南港を結ぶものであり、この実現のため同盟会を結成して運動を続けてきた結果、49年度から5ヵ年計画で事業が進められることになりました。

◎近鉄バス路線の新設、増回について

去る2月に近鉄本社に陳情を行いました

近鉄側は「八尾市の要望に応えたいが、現状の道路事情の悪化、運転手の不足あるいは人件費の増高等により現状を維持するのが精一杯である」との回答でありました。

◎駅周辺の放置自転車対策について

本問題に対して、近鉄側は「財政にそれだけの余力がないので、市において対処してほしい。なお、久宝寺口駅と恩智駅については高架下の利用を配慮している」との回答でありました。

委員会は、近鉄側には「積極的な姿勢」を市に対しては「鉄道側との協力体制」を要請するとともに、早急に対策を講ずるよう要望しておきました。

以上が活動経過であります。市民の足を確保し、利便をはかるため、さらに強力な運動を続けてまいる所存であります。

■公害対策特別委員会

昨年5月「公害対策の積極的推進を図るとともに、公害防止に関する調査活動を行うこと」を付議事件として設置しました。

まず、委員会活動を開始するにあたり八尾市の公害の現状と対策について、市担当者より聴取しました。合わせて委員会の活動計画として、一つに府折衝、二つに企業折衝、三つに他市との折衝を柱とする基本方針を立て、次の活動を行いました。

1. 公害監視センターの視察

広域多様化する公害の実態、特に光化学スモッグの現状とその防止対策の進め方について、府公害担当者より説明を受けました。

2. 市内企業の現場視察

市内の2社について、工場内の公害の発生源とそれに対する防止策をつぶさに視察しました。その結果、公害に対する企業の責任感

が強く、公害防止に多額の費用を投入し、また社内には設置保全に関する規程を制定、さらに公害防止に関する安全衛生管理機構を設け、社内あげて真剣に取り組んでいる実情をみました。

委員会は両社に対し、より一層の公害防止に取り組むよう要望しました。そして、他の事業者もこれらの会社と同様に公害防止に取り組むよう、今後一層の行政指導の強化の必要性を痛感しました。

3. 商工会議所内公害対策委員会との懇談会

現場視察の後、商工会議所の公害対策委員会と「公害対策について」意見交換を行いました。それを集約すると企業側はここ数年の乱開発により、住工混合地区がふえ騒音、振動、悪臭等の公害に対する苦情、陳情が多くなり、これの解決策に悩んでいるところであり、これに合わせて企業側から、用途地域の指定、工場用地の確保、産業廃棄物の処理

等について要望がなされました。当委員会はこれらの要望を行政側へ伝え、出来得る限り企業側の望む方向へもっていくよう申し伝えることを確約し、また企業側に対しては各事業所より排出する煙、水、騒音、振動、悪臭等には法律で定める基準を守り、各事業所自体が公害防止に積極的に取り組むよう要望しました。

4. 他市（枚方市）の視察

公害対策に積極的に取り組み、公害行政の先進都市である枚方市を視察しました。

5. 委員会の開催

公害担当者より48年中の発生状況と対策について報告を受けました。引き続き質疑に入り、49年度から府より権限委任される水質汚濁に対する本市の受け入れ体制の件、その他公害対策全般にわたり質疑を行いました。

そして委員会は市長に対して「市は現在、府の公害防止法ならびに関係条例に基づき積

極的に公害対策に取り組んでいるのは認めるが、しかしながら市内の実態を見る限りにおいては、まだまだ不十分であるので、さらに一層の行政上の努力を願い積極的に取り組むよう」要望しました。

6. 府公害担当との懇談会

公害全般にわたり意見交換を行い、府に対して「行政上の全面的指導、権限委任に伴う指導援助の強化、公害資料の提供、光化学スモッグの早期究明、合わせて本市から要望事項」について十分な配慮を要望したところ、「財政的な面を考慮して、できる限り支援をする」との約束を得ました。

以上をもって当委員会の活動を終えたのでありますが、何分、設置して1年目でもあり所期の目的達成には程遠いものがあります。今後一層、委員会活動に積極的に取り組み、市民の生活環境保全に努めていきます。



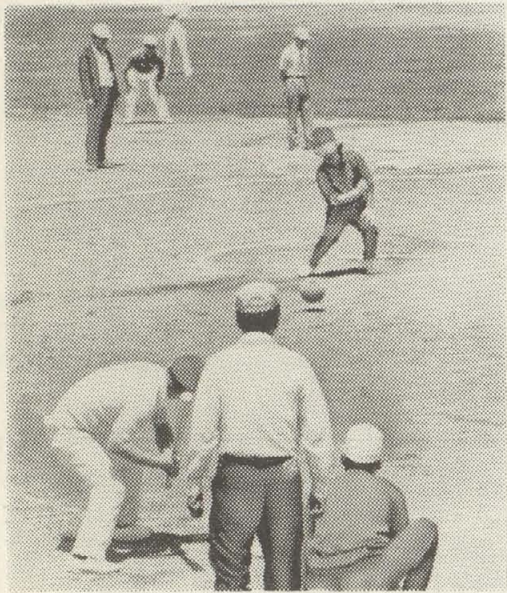
やお市政だより

第506号

8

昭和49年6月5日

市の話題



●久宝寺緑地で大阪府盲人野球大会

第5回大阪府盲人野球大会が、5月24日、久宝寺緑地の陸上競技場、野球場で行われました。

この大会は日頃スポーツをする機会の少ない盲人のレクリエーションのひとつとして毎年5月に行われているものです。

入場行進の後、開会式が行われ東ブロックチームの高田さんが選手を代表して宣誓。陸上競技場と野球場の2コートに分かれて熱戦をくりひろげました。

また、約100名のスタンドの観客には実況放送がラジオから流されるなど盛り上がりを見せていました。

●市民ホールで農業特産物展示品評会

恒例の農業特産物展示品評会が5月21日、市民ホールで開かれました。

これは農業特産物の品質改善と共同出荷体制の促進をはかるとともに農家の生活改善を推進する目的で、毎年2回行われているものです。

午前中、白菜、花き花木、いちご、鶏卵など509点が搬入され、審査されました。

午後から出品物の即売会が行われましたが、開場と同時にどっと市民がつめかけ、ほとんどの品物が20分ぐらいで売り切れるという好評ぶりでした。



●八尾保健所で母と子のよい歯のコンクール

「第23回全大阪母と子のよい歯のコンクール」の八尾、柏原地区予選が、5月23日午後1時から八尾保健所で行われました。

これは昨年4月から今年3月までの1年間に保健所で行っている3歳児検診、幼児歯科相談、妊産婦検診にきた良い歯の母子（両地区で100組）を審査対象として行われたもので、母子ともよい歯でなければならぬものです。

審査の結果、福万寺町南4丁目44の川人富久さん、寿子ちゃん母子と柏原市法善寺4丁目8-8の東安子さん、徹ちゃん母子の2組が最優良に選ばれました。

●美園幼で父兄らが花壇づくり

美園幼稚園で5月18日、父兄ら約80名が同園庭に花壇をつくりました。

これは倉庫や工場で囲まれ、花1本もない園庭を見かねた父兄が「これでは子供たちの自然を愛する心が失われてしまう」と立ち上がり、自主活動を行ったもの。

この日お母さんたちは市から提供されたブロックや土を運び、囲みをつくるのにてんやわんや。お父さんたちもシャツ1枚になってツルハシやスコップを振りおろしていました。

なお、この花壇にはサルビアやペチュニアなどを植える予定。



しあわせを築く道 部落解放をめざして ④

■西郡の部落解放運動史その3

今まで述べてきたように、部落解放運動は、生活環境の劣悪さが差別であることを明らかにし、それを放置してきた国・府・市行政の怠慢を追求するにいたりました。

その中で、政府・自治体も、日本国憲法に保障されている基本的人権が、被差別部落においては、奪われてきており、そのことの責任は行政にあることを明らかにし、部落解放を実現していくために諸事業、教育を実施していくことを約束しました。

また、八尾市議会においても、昭和39年3月28日に「同和教育の推進を要望する決議」、昭和40年12月21日に「同対策答申の完全実施を政府に要望する決議」、さらに昭和41年7月4日には「同和教育施策の充実を要望する決議」と、満場一致で部落解放の方向が打ち出されました。

この結果、八尾市において、同和事業・同和教育が、すすめられるにいたります。

その中で、次のような差別事件がございました。

昭和43年5月8日、6月8日の八尾市議会の文教産業委員協議会において、某市議員

が、「差別をなくすためには、同和教育をなくすよう」「同和地区住民が密集して住んでいるから、いろいろと問題がおこる。地域は分散してしまえば、同和事業も同和教育もいなくなる。」

「同和事業予算が多過ぎるから、一般事業の支出にまわしてやらなければ…」

「部落差別は、部落の人間が一般の者に差別意識をもたせているのではないか。」というような悪質な差別発言をしました。

今回は、この発言について考えてみたいと思います。

第1に、この発言は、さきの3つの決議を満場一致で決議した議員からなされたものだという事です。

決議に参画しながら、その後でそれに全く相反する発言をするという、全く許しがたい恥ずべき発言だということです。

第2に、八尾市における同和事業・同和教育の意義を全面的に否定し、「同和事業、同和教育があるから、差別がある。差別をなくすためには、同和事業・同和教育をまずやめろ。」といっていることです。

これは、「医者や薬があるから病人が出る」「消防署があるから火事がおこる。」という

にもひとしい全く道理に合わない本末転倒の考え方です。

この考え方は、客観的には部落解放のための行政の停滞に口実を与え、いつまでも差別を存続させ、劣悪な状況に放置しておく役割を果し、差別を助長する許しがたい発言といわざるをえません。

第3に、差別の本質をおおいかくし、「分散していけば、同和教育もいなくなる。」という無責任な分散論をふりまいていることです。

「かたまっているから、差別される」のではなく、逆に徳川封建社会の政策によって、差別的・強制的に一定の地域にかたまらざるをえなくされたのです。

この歴史的事実を無視した、誤まった意見といえます。

また、八尾市内でも、被差別部落以外にも親せき一族が、かたまっている地区はありますが、だからといって差別されているかという、そのようなことはありません。

このことから、「かたまっているから差別される。」という考え方は、誤まっていることがわかります。

さらに、「分散すれば、差別はなくなる。」

かということ、戦争によってあとかたもなくなった被差別部落が、またいつのまにか元のとおりになったという事実が、その誤まりを示しています。

差別のない世の中が作り出されない限り、いくら分散しても、根本的な解決にはならないのです。だからこそ、一日も早く部落差別をなくしきるために、同対策事業・同和教育がとりくまれねばならないのです。

第4に、一般市民と被差別部落の人々を対立させ、同和事業・同和教育が、あたかも一般市民の利害を侵しているかのように、いっていることです。

現在、被差別部落の人々をはじめとして、八尾市民のわがいの実現をはばんでいるのは、地方自治を「3割自治」はよろか「1割自治」にまでも追いこんでいる国の政策なのであり、決して同和事業・同和教育ではないのです。

以上のように、この発言内容は、八尾市の中に厳然として存在する差別意識の氷山の一角ともいえるべきものです。

この事件を契機に、八尾市のすみずみまで同和教育を浸透しきる取り組みが、一層強力に推進され始めたのでした。